

役員（理事・監事）補欠選挙について

1. 選挙すべき役員の定数（補欠選挙）

選挙区	選挙区域		理事	監事
第2区	稲敷市	桑山、駒塚、椎塚、高田	1人	
第4区	稲敷市	新橋、清水、町田、東大沼、市崎、福田、中島、幸田、脇川、釜井、伊佐部、阿波崎、下須田、清久島、余津谷、橋向、押砂、曲渕、四ツ谷、六角、八千石、佐原組新田、手賀組新田、結佐、上須田、上之島、石納、佐原下手、西代、八筋川、境島	1人	1人

2. 任期

理事・監事

就任年月日 令和3年4月4日より

任 期 令和5年4月3日まで（前任者の残任期間）

3. 選挙の期日

令和3年3月 第169回通常総代会（書面による投票を含む）

4. 投票の時刻 午後2時00分

（書面による投票を含む）

5. 立候補又は推薦届出の期日

令和3年3月1日より 令和3年3月10日まで

（3月6日(土)、3月7日(日)を除く）

※期間内に本人（若しくは代理人）が印鑑持参のうえ、立候補の届け出をする。必要書類として本籍記載の住民票を添付する。届け出用紙は新利根川土地改良区事務所に用意する。

※立候補者の数が選挙すべき役員の定数を超えないときは、無投票当選となる。立候補者の数が選挙すべき役員の定数を超える選挙区があるときは、その選挙区の候補者につき、全総代の投票により当選を定める。（書面による投票を含む）